

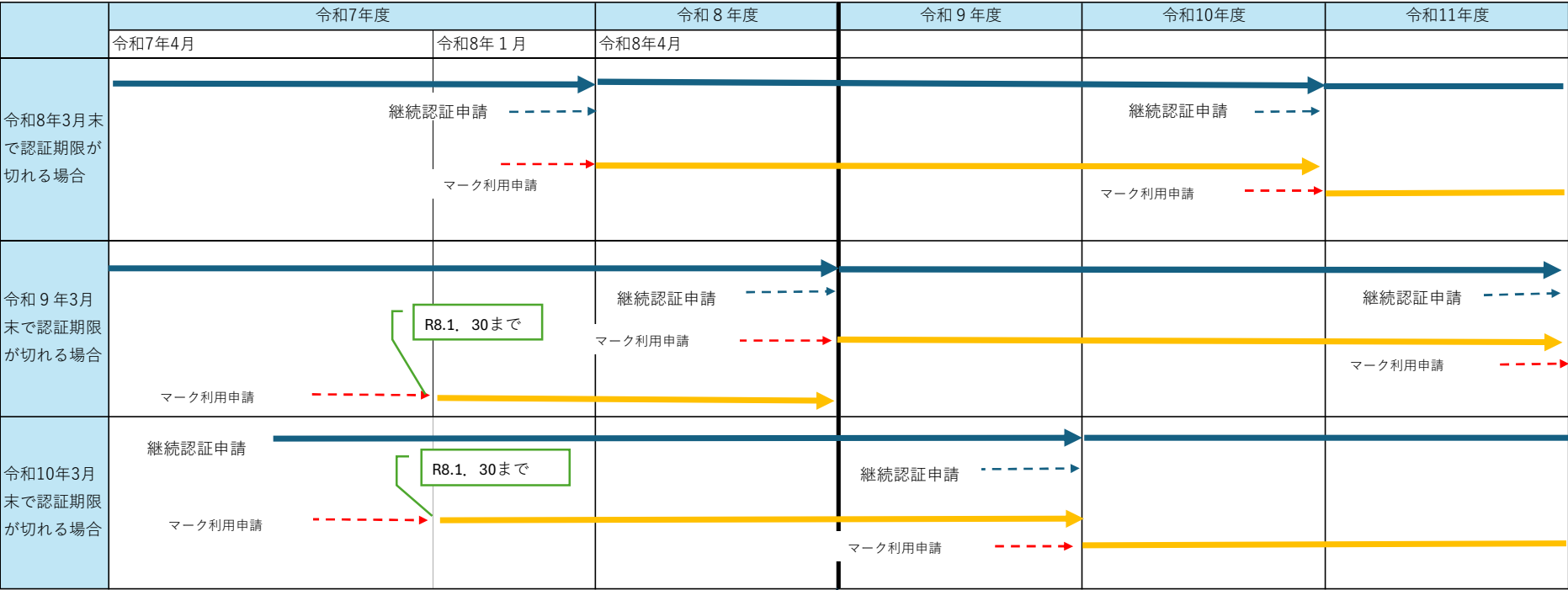
利用許諾申請のタイミング

～ご注意ください！～
認証マークの利用期間があります。
利用期間の終期は、認証の有効期間の終期に合わせた運用となります。

○利用許諾申請は、令和7年度中に利用開始を希望される場合は、**令和8年1月30日までに**ご申請ください。この場合の利用期間は、対象となる認証食品の認証の有効期限の終期と同じにしてください。

○令和7年度末で認証の有効期限が切れる場合は、令和8年度の継続認証申請のタイミングで利用申請を行ってください。

○令和8年1月30日の申請に間に合わない場合は、可能な限り、令和8年度中に申請していただきますようお願いいたします。申請の受付期限等は、令和8年4月1日以降にご案内します。



経過措置終了予定

